

燕市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

燕市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関であつて、市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 法第83条第1項に規定する開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成その他の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正決定等の期限)

第6条 法第94条第1項に規定する訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 法第102条第1項に規定する利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な

理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(燕市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第10条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、燕市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年燕市条例第14号)第1条に規定する燕市情報公開・個人情報保護審査会に行うものとする。

(燕市情報公開・個人情報保護制度審議会への諮問)

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、法第129条に規定する審議会その他合議制の機関として、燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例(平成18年燕市条例第13号)第1条に規定する燕市情報公開・個人情報保護制度審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、毎年度1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法及び政令並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(燕市個人情報保護条例の廃止)

第2条 燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)は、廃止する。

(燕市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の燕市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は旧個人情報の電子計算機処理等(旧条例第3条第2項に規定する電子計算機処理等をいう。)に関する秘密を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前項の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項、同条第2項若しくは第3項(旧条例第24条第2項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)、第24条第1項又は第29条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る処分に対する審査請求についての燕市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第9号に規定する情報及び公文書を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

5 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を同条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、燕市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(燕市情報公開条例の一部改正)

第5条 燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「前条」を「前条第1項」に改め、「起算して」を削り、同項ただし書中「前条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「第13条」を「第12条」に改め、同条第4項中「やむを得ない理由」を「正当な理由」に、「45日を限度として」を「30日以内に限り」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長後の期

間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第8条中「ため、」の次に「当該請求があった日から」を加える。

第10条第3項中「第13条」を「第12条」に改める。

第11条から第13条までを次のように改める。

(情報の公開義務)

第11条 実施機関は、情報の公開の請求があったときは、当該請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定す

る独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市の機関及び国等(国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に

阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(情報の部分公開)

第12条 実施機関は、公開の請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開の請求に係る情報に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第13条 公開の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例の一部改正)

第6条 燕市情報公開・個人情報保護制度審議会条例(平成18年燕市条例第13

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、燕市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び燕市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年燕市条例第〇号)第2条第2項に規定する実施機関をいう。
第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議すること。
- (2) 燕市個人情報の保護に関する法律施行条例第11条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問に応じ、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。

2 前項に規定するもののほか、審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。

(燕市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第7条 燕市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年燕市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の規定に基づき、審査請求があった場合に実施機関の諮問に応じて審査し、又は再調査の請求があった場合に実施機関の求めに応じて調査をするため」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため」に改める。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 燕市情報公開条例第15条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第8条 燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年燕市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第10条中「燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)第13条に規定する受託者の義務を遵守し」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び燕市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年燕市条例第〇号)に基づき」に改める。

(燕市職員の法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

第9条 燕市職員の法令遵守の推進等に関する条例(平成23年燕市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第11条第2号ただし書エ」を「第11条第1号ウ」に改める。

(燕市まちづくり基本条例の一部改正)

第10条 燕市まちづくり基本条例(平成23年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第28条中「燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び燕市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年燕市条例第〇号)」に改める。